

商品券取り扱いに関する誓約事項

●取扱加盟店登録の条件

取扱加盟店舗の資格は、春日部市内に事業所又は店舗がある事業者で次の事業者以外のものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- (2) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (3) 入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置等を受けている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など
- (5) 商品券の使用対象とならない取引又は商品のみを取り扱う店舗等
- (6) 新型コロナウイルス感染症の拡大予防対策が不十分な店舗等
- (7) 大規模小売店舗（売場面積1,000㎡以上の店舗）、食料品スーパー・ホームセンター・コンビニエンスストア・ドラッグストアのチェーン店

●誓約事項

- (1) 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を申請しません。
- (2) 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受付けません。
- (3) 商品券の偽造・悪用・濫用は致しません。
- (4) 商品券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
- (5) 商品券の使用期間中（令和2年12月1日～令和3年8月31日）は取扱加盟店として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。
- (6) 商品券の取扱、利用店舗の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し、順守します。
- (7) 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- (8) 商品券の取扱に対して市役所・事務局からの改善要請等があった場合にはそれに従います。
- (9) 店舗名・所在地・電話番号・業種の公表（専用HP・チラシ等に掲載）について同意します。